

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

千葉県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（案）

令和3年12月

千 葉 県

目 次

はじめに	1
第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	3
第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第3 獣医師の確保に関する目標	10
1 獣医師の現状及び確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	12
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 施設・機器の効率的活用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 衛生検査機関との業務の連携	
5 産学官が連携した研究開発	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する事項	13
1 産業動物分野	
2 小動物分野	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項	14
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	
4 診療施設の整備	

はじめに

本県の獣医療は、飼育動物の診療及び保健衛生の指導等を通じて、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達及び公衆衛生の向上に大きく貢献するとともに、犬、猫、小鳥等の一般家庭で飼育される動物（以下、「小動物」という。）の健康保持に成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況は著しく変化している。

産業動物分野においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱といった家畜伝染病の国内発生により、畜産物の安定供給や食品の安全性の向上に対する消費者の意識は非常に高まっており、安全で良質な畜産物の安定供給を図るうえで、獣医師の一層の貢献が求められている。「①家畜伝染病に対する的確な防疫措置、飼養管理技術の高度化等による畜産経営の育成・確保」、さらに「②産業動物獣医師等の養成・確保、診療技術の高位平準化」により、安全な畜産物の安定供給をしていくことが求められている。

また、畜産業における飼養規模の拡大に応じて、生産者からは、疾病治療のみではなく予防衛生に基づく生産獣医療の提供、危害要因分析・重要管理点（HACCP）方式の導入・普及等、幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。

さらに、平成30年から続く豚熱の国内発生、令和2年度の高病原性鳥インフルエンザの県内大規模農場での発生及び続発事例を受け、家畜伝染病に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保の取り組みについて一層の強化が必要であるとされている。

小動物分野においては、飼育頭数の増加や飼育者の求める獣医療の複雑化・多様化により、人獣共通感染症対策の観点からの飼育者に対する保健衛生の指導、最先端の技術・機器を使用した最新の診断・治療の導入といった、適切かつ良質な獣医療の提供が求められている。また、愛玩動物看護師法の成立により、愛玩動物看護師が国家資格となったことに伴い、診療現場でのチーム獣医療提供体制の充実が期待されている。

さらに、人の健康、動物の健康、環境の保全のために「One Health」の考えに基づいて多分野との協力関係の構築が求められている。このような獣医師に対する社会的ニーズに対応し、本県の獣医療が、今後とも動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達及び公衆衛生の向上に大きく貢献していくこ

とを目的として、「千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「千葉県家畜改良増殖計画」等の関連する計画を踏まえて「千葉県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を作成する。本計画は目標年度を令和3年度から令和12年度とし、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は、表1のとおりとする。

地域区分については、県内の畜産の現状及び今後の見通しを踏まえ、地域獣医療の公益性を確保するため、家畜保健衛生所の所管区域である4地域（中央地域、東部地域、南部地域及び北部地域）とする。

表1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

地 域	市町村
中央地域	千葉市・習志野市・市原市・八千代市 市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・ 我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市
東部地域	銚子市・旭市・匝瑳市・東金市・山武市・横芝光町 芝山町・大網白里市・茂原市・九十九里町・白子町 長生村・一宮町・長柄町・長南町・睦沢町
南部地域	勝浦市・いすみ市・御宿町・大多喜町 館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
北部地域	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市 白井市・富里市・栄町・酒々井町・香取市 神崎町・東庄町・多古町

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 産業動物診療施設

開設主体別の産業動物診療施設の開設状況は、表2のとおりである。

表2 産業動物診療施設開設状況

単位：か所

地域	診療施設数 (令和2年12 月現在)	開設主体別内訳					
		県	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	会社 その他	個人
県全体	140	8	0	1	8	40	83
中央	41	2	0	0	3	9	27
東部	27	1	0	0	1	9	16
南部	24	2	0	0	2	4	16
北部	48	3	0	1	2	18	24

※診療施設には獣医療法第7条第1項に規定する往診診療者を含める。

(2) 主要な診療機器等

動物診療施設における主要な機器等の整備状況は、表3-1及び表3-2のとおりである。
(令和3年度千葉県調査)

表3-1 産業動物診療施設の整備状況

単位：か所

地域	産業動物施設整備状況				
	検査室	手術室	解剖室	焼却施設	エックス線診療室
県全体	42	22	12	8	8
中央	12	4	3	2	0
東部	4	1	1	0	0
南部	7	3	1	1	2
北部	19	14	7	5	6

表3-2 産業動物診療施設における主要な診療機器等の整備状況

単位：台

地域	検体成分分析装置							
	自動血球計算器	血液生化学分析装置	血液ガス測定装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフィ	分光光度計	ガスクロマトグラフィ	原子吸光光度計
県全体	18	21	6	7	7	6	0	0
中央	1	1	0	0	0	1	0	0
東部	2	0	0	0	0	0	0	0
南部	2	5	4	1	2	0	0	0
北部	13	15	2	6	5	5	0	0

単位：台

地域	生体画像診断装置			
	エックス線装置	超音波診断装置	心電・心音計	ファイバースコープ
県全体	18	41	12	9
中央	1	7	1	0
東部	0	2	0	0
南部	3	15	2	2
北部	14	17	9	7

単位：台

地域	免疫・DNA診断装置等									
	プレートリーダー	プレートウォッシャー	遺伝子増幅装置	リアルタイムPCR	核酸電気泳動像解析機器	クリーンベンチ	安全キャビネット	蛍光顕微鏡	倒立顕微鏡	光学顕微鏡
県全体	12	5	25	11	5	18	21	12	2	78
中央	1	0	2	0	1	1	0	0	0	12
東部	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6
南部	1	0	0	0	0	2	0	7	0	13
北部	9	5	23	11	4	14	21	5	2	47

単位：台

地域	病理組織学的診断装置等							
	顕微鏡 写真撮 影装置	自動固 定包埋 装置	自動染 色装 置	マイクロ ーム	凍結切 片作製 器	実体顕 微鏡	走査型 電子顕 微鏡	透過型 電子顕 微鏡
県全体	19	5	1	4	1	2	0	1
中央	2	0	0	0	0	1	0	0
東部	0	0	0	0	0	0	0	0
南部	2	2	0	1	0	1	0	0
北部	15	3	1	3	1	0	0	1

単位：台

地域	その他									
	ガス滅 菌器	乾熱滅 菌器	紫外線 滅菌器	オートク レー ブ	電気泳 動装置	遠心分 離器	恒温槽	恒温水 槽	嫌気性 菌培養 装置	純水製 造器
県全体	17	13	0	59	13	70	76	23	4	13
中央	3	3	0	8	0	7	9	3	0	1
東部	1	1	0	5	0	5	5	2	0	1
南部	6	3	0	7	0	9	7	2	3	2
北部	7	6	0	39	13	49	55	16	1	9

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 開設主体別の目標

① 家畜保健衛生所

地域の家畜保健衛生の中核機関として、家畜伝染病の予防、畜産物の安全性の向上を図るために、病性鑑定機能の強化や検査の精度及び効率の向上に必要な施設・機器等を整備する。また、豚熱等の家畜伝染病の発生に備え、迅速かつ的確な初動防疫体制の確立、必要な防疫資材の計画的整備を行う。

検査体制の強化、新たな防疫体制の確立という目的に加え、施設の老朽化や畜産農家の偏在化に対応するため、家畜保健衛生所の再編整備による機能向上を行い、人員配置の見直し、施設・機器等の更新を図る。

② 農業共済組合

県内全域を対象に産業動物の診療を行う産業動物診療の中核的施設として、さらなる診療技術の高度化と診療体制の効率化（充実）を図るため、産業動物の飼養状況、疾病の発生状況等地域の実態に応じて、必要な施設並びに生体画像診断装置等機器の整備を推進する。整備については、診療施設整備計画に基づく融資制度の活用等により推進を図る。

また、家畜保健衛生所との業務連携・機能分担を推進することにより、さらなる診療の高度化・効率化を図る。

③ 個人開業診療施設

家畜保健衛生所及び農業共済組合等の獣医療関連施設との連携を推進し、施設・機器の有効活用により、診療の高度化・効率化を図る。また、個々の施設で必要な施設・機器の整備については、過剰な投資とならないよう十分配慮し、診療施設整備計画に基づく融資制度の活用等により推進を図る。

(2) 地域別の整備目標

① 中央地域

中央地域では、都市化の進展が著しく、他の地域に比べ頭数は少ないものの、各家畜とも一定規模で飼養されている。各家畜における多様な疾病等に対応するため、より高度な獣医療の提供に必要な施設・機器の整備を図る。

② 東部地域

東部地域では、肉用牛、豚及び鶏が多く飼養されており、呼吸器病、消化器病、生殖器病、循環器病、運動器病及び妊娠分娩産後疾患に対応するための施設・機器を中心に整備を図る。また、これらについては、大規模化が著しいことから、今後、集団衛生管理技術の提供のニーズが高まると考えられ、そのために必要な施設・機器の整備、また家畜保健衛生所の連携による施設・機器の有効活用を促進する。

③ 南部地域

南部地域では、乳用牛及び鶏が多く飼養されており、生殖器病、泌乳器病及び消化器病に対応するための施設・機器を中心に整備を図る。また、大規模化に対応して、集団衛生管理技術の提供のニーズが高まると考えられ、そのために必要な施設・機器の整備、また家畜保健衛生所の連携による施設・機器の有効活用を促進する。

④ 北部地域

北部地域では、肉用牛及び豚が多く飼養されており、呼吸器病、消化器病、生殖器病、循環器病、運動器病及び妊娠分娩産後疾患に対応するための施設・機器を中心に整備を図る。また、大規模化に対応して、集団衛生管理技術の提供のニーズが高まると考えられ、そのために必要な施設・機器の整備、また家畜保健衛生所の連携による施設・機器の有効活用を促進する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の現状及び確保目標

令和2年12月現在の産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の人数は、表4のとおりである。

産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保においては、目標年度における飼育動物の飼養状況、疾病発生状況、診療状況等のみならず、より多様化・複雑化する社会的ニーズを考慮し、十分な確保を図ることとする。

さらに、獣医師法第22条の届出によると、令和2年12月現在、50歳以上の獣医師が、産業動物診療獣医師では75人（産業動物診療獣医師総人数の約49%）、公務員獣医師では74人（公務員獣医師総人数の約30%）であることから、目標年度までの退職（廃業）状況を勘案して、計画的に獣医師を確保していく必要がある。

公務員獣医師の確保においては、家畜伝染病発生時の危機管理体制の強化を図るために、家畜保健衛生所の再編整備により、人員配置の見直しを行い、適切な人数を確保するよう努める。

表4 産業動物獣医師及び公務員獣医師の人数

区分 年齢別	産業動物診療獣医師	公務員獣医師 (千葉県に勤務する獣医師)	
		農林水産部局	公衆衛生・ 環境部局
令和2年12月現在の 獣医師数	154	87	161
～29歳	19	11	21
30～39歳	39	40	43
40～49歳	21	16	43
50～59歳	29	16	42
60～69歳	25	4	12
70歳～	21	0	0

※獣医師法第22条の届出数
(令和2年12月31日現在)

2 獣医師の確保対策

(1) 新規獣医師の産業動物分野及び公務員分野への参入促進

産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入が減少していることの原因として、その社会的役割や魅力が十分に認識されていないことがある。

このことから、獣医学生が産業動物診療獣医師や公務員獣医師の業務への理解を深めるために、農業共済組合の診療施設や県の家畜保健衛生所等において、インターンシップや職場体験研修を積極的に受け入れる。さらに、獣医系大学を訪問し業務説明会を開催するなど、獣医学教育の場で産業動物診療獣医師や公務員獣医師の業務について知る機会を積極的に増やす。また、これらの情報について、県や県獣医師会のホームページに積極的に掲載し、獣医学生のみでなく一般に広く情報提供を行う。

(2) 再就職支援

離職・休職中の未就業獣医師や、県・農業共済組合等退職者といった経験者の活用を促進するため、これらの獣医師に対する再教育、求人・求職に関する情報提供を積極的に行う。

(3) 労働をめぐる環境の改善

産業動物分野において獣医師を安定的に確保していくために、この分野における獣医師の労働環境の整備や、県民に対する産業動物診療獣医師の役割・重要性に関する理解の醸成等の処遇改善に向けた計画的な取組みを推進する。

また、産業動物分野・公務員分野において、女性獣医師の割合が大きくなっていることから、女性獣医師がより積極的に活躍でき、継続的に就業できるよう、各職場において出産による一時的休職等への人的支援体制の整備に努める。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所が中心となり、産業動物獣医師との連携により家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。また、豚熱等の家畜伝染病の発生に備え、家畜保健衛生所の機能強化のために再編整備を行う。これにより、管轄区域及び人員配置の見直しを行い、より迅速かつ的確な防疫体制の構築を図る。さらに、県組織、市町村はもとより、民間獣医師や畜産関係者との連携を図り、防疫対応マニュアル等に基づいた組織的な防疫体制を確立する。そのために、定期的に家畜防疫に関する会議や防疫演習を開催し、関係者間の連携強化を図る。

2 施設・機器の効率的活用

各診療施設において、施設・機器の整備を図るだけでなく、各診療施設間の業務連携・機能分担を推進し、相互の施設・機器の有効活用により、診療の高度化・効率化を図る。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設を含めた獣医療関連機関が有する疾病の情報や検査成績等、有用な情報を相互に共有するため、獣医師や畜産関係者を対象とした研修会・講習会の開催を推進する。さらに、こうした情報交換を円滑に行うための情報共有ネットワークの整備を図る。

4 衛生検査機関との業務の連携

畜産農家における飼養規模の拡大や消費者との交流機会の増大により、従来の個体診療に加え、農場単位での集団衛生管理技術の提供、さらに農場段階への HACCP の導入・普及が求められている。こうした獣医療への新たなニーズに対応するために、必要な環境衛生・飼養衛生等の高度な技術については、家畜保健衛生所や民間の衛生検査機関との連携を推進する。

5 産学官が連携した研究開発

獣医療へのニーズの拡大に対応するため、国、大学、民間の研究機関等と連携し、研究開発への協力を促進する。

第5 獣医療の技術の向上に関する事項

1 産業動物分野

新規診療獣医師については、獣医師法第16条の2第1項の規定により農林水産大臣の指定する臨床研修診療施設である農業共済組合の診療所における臨床研修の実施を推進する。また、より高度な診療技術の習得、農場管理獣医師や農場 HACCP 推進指導員の養成のために、県獣医師会や県畜産協会等の獣医療関係機関・団体が開催する研修会への参加を推進する。

2 公務員分野

地域における家畜防疫の専門家・指導者として知識・技術の向上を図るため、国が開催する家畜衛生講習会等の家畜衛生・公衆衛生分野に関する講習会・研修会への参加を推進する。さらに、講習会・研修会参加者による伝達講習会等を開催し、知識・技術の広い普及を図る。また、家畜保健衛生業績に関する発表会を開催し、畜産関係者への積極的な情報発信に努める。

3 小動物分野

新規診療獣医師については、より高度な診療技術の習得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上のために、県獣医師会等の獣医療関係機関・団体が開催する研修会への参加を推進する。愛玩動物看護師法の成立により、獣医師の担う業務との明確化を踏まえた適切な役割分担と連携を通じたチーム獣医療体制の充実を図る。

4 生涯研修

診療獣医師が、常に最新の知識・技術を習得し、社会のニーズに対応した獣医療を提供できるよう、県獣医師会等の獣医療関係機関・団体が開催する研修会への参加を推進する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生に加え、公衆衛生、動物愛護・福祉等の獣医療に関わる分野にわたり、社会的ニーズを考慮し、地域の獣医療の状況を把握したうえで、監視指導體制の整備を図る。また、県獣医師会と連携して、獣医療に関する相談窓口の整備を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野、公務員分野

県と県獣医師会や県畜産協会等の獣医療関係機関・団体が連携し、産業動物の飼育者に対し、飼養衛生管理基準の遵守やワクチン接種による自衛防疫活動等、家畜衛生及び薬剤耐性菌等の食の安全性向上に関する知識・技術の普及を図るとともに、管理獣医師が生産者の収益の向上に資する取組や農場 HACCP・畜産 GAP の普及を促進する。

(2) 小動物分野

県と県獣医師会等の獣医療関係機関・団体が連携し、飼育者に対して、小動物の疾病や人獣共通感染症に関する知識の普及を図る。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会、県畜産協会等の獣医療関係機関・団体において、ホームページや広報誌等により、家畜衛生や獣医療に関する情報を県民に広く周知し、獣医師・獣医療に対する理解の醸成、衛生知識の啓発・普及を図る。

4 診療施設の整備

本計画及び診療施設整備計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定により、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資の活用を支援する。